

## 『生活保護手帳 2024年度版』

### － 追 補 －

- ◆ 本書の発行後、2024年9月に下記の通知が発出され、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生労働省発社第123号）の一部改正（令和6年10月1日から適用）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）の一部改正（令和6年10月1日から適用）が行われました。

- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について  
（令和6年9月18日厚生労働省発社援0918第5号）
- 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について  
（令和6年9月18日社援保0918第1号）

- ◆ また、2024年12月に下記の通知が発出され、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）の一部改正（令和6年12月26日から適用）が行われました。

- 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について  
（令和6年12月26日社援保発1226第1号）

今般、上記の改正を踏まえ、追補を作成・更新いたしました。

『生活保護手帳 2025年度版』刊行までの補訂資料として、本書とあわせてご活用ください。

中央法規

(2024. 11)

(2025. 2)

該当頁	該当箇所	追加内容	備考
318 頁	問・答（第7の60-2）の次 （上から3行目に追加）	<p>〔次の規定は令和6年10月1日から適用〕</p> <p style="text-align: center;">〔第3子以降の児童の定義〕</p> <p>問（第7の60-3）<u>保護の基準別表第1第2章の6の(2)のウ</u>にいう「第3子以降の児童」とは、どのような児童をいうか。</p> <p>答 児童手当法（昭和46年法律第73号）により支給を受けた児童手当のうち同法第6条第3項の第三子以降算定額により算定した額に係る部分に係る支給対象児童（児童手当法第6条第2項第3号に規定する支給対象児童をいう。）をいう。</p> <p>したがって、被保護世帯内の子の人数にはよらないことに留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">* 告 別表第1-第2章-6-(2)-ウ 児童養育加算に係る経過的加算額（月額）（p.316）</p>	2024年11月7日更新
395 頁	次 第8-3の(3)のツの次 （上から4行目に追加）	<p>〔次の規定は令和6年10月1日から適用〕</p> <p>テ 児童手当法（昭和46年法律第73号）により支給を受けた児童手当のうち同法第6条第3項の第三子以降算定額により算定した額に係る部分（以下「第三子以降児童手当」という。）がある場合にあっては、当該第三子以降児童手当のうち次に掲げる額</p> <p>（ア）当該第三子以降児童手当に係る支給対象児童（児童手当法第6条第2項第3号に規定する支給対象児童をいう。（イ）において同じ。）であって12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の数に15,000円を乗じた額</p> <p>（イ）当該第三子以降児童手当に係る支給対象児童であって12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者の数に20,000円を乗じた額</p>	2024年11月7日更新

該当頁	該当箇所	追加内容	備考
395 頁	次 第 8 - 3 の (3) のテ (令和 6 年 10 月 1 日 から適用) の次に追加	<p>[次の規定は令和 6 年 12 月 26 日から適用]</p> <p style="text-align: center;">[第三子以降児童手当に定める収入認定除外額の適用時期]</p> <p><b>問 (第 8 の 64)</b> <u>次官通知第 8 の 3 の (3) のテ</u>における第三子以降児童手当に定める収入認定除外額の適用時期について、具体的な取扱いを示されたい。</p> <p><b>答</b> 13 歳に達する年度の 4 月に支払われる児童手当については、12 歳に達する年度の 2 月及び 3 月分として支払われるものであるため、<u>次官通知第 8 の 3 の (3) のテの (ア)</u>に規定する「第三子以降児童手当に係る支給対象児童であって 12 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に対して支払われるものとして 15,000 円 (1 人 1 月当たり) を収入として認定しない取扱いとし、13 歳に達する年度の 6 月に支払われる児童手当から 20,000 円 (1 人 1 月当たり) を収入として認定しない取扱いとすること。</p> <p style="text-align: center;">* <b>次</b> 第 8 - 3 の (3) のテ 第三子以降児童手当に定める収入認定除外額 (p.395)</p> <p style="text-align: center;">[支給対象児童が児童福祉施設に入所した後等の第三子以降児童手当の取扱い]</p> <p><b>問 (第 8 の 65)</b> <u>次官通知第 8 の 3 の (3) のテ</u>における第三子以降児童手当について、支給対象児童が、児童福祉施設に入所した後に入所前の 2 ヶ月分の児童手当が支払われる場合や 18 歳に達する年度の 2 月及び 3 月分の児童手当が 19 歳に達する年度の 4 月に支払われる場合は、どのように取り扱うのか。</p> <p><b>答</b> いずれも<u>次官通知第 8 の 3 の (3) のテ</u>に定める額を収入として認定しない取扱いとして差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">* <b>次</b> 第 8 - 3 の (3) のテ 第三子以降児童手当に定める収入認定除外額 (p.395)</p>	2025年2月18日更新